

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月29日
【事業年度】	第1期（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社マーキュリアホールディングス
【英訳名】	Mercuria Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 豊島 俊弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	2021年12月
営業収益 (千円)	4,169,925
経常利益 (千円)	1,816,815
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,304,427
包括利益 (千円)	1,574,238
純資産額 (千円)	15,821,445
総資産額 (千円)	18,010,126
1株当たり純資産額 (円)	733.92
1株当たり当期純利益金額 (円)	77.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	76.74
自己資本比率 (%)	83.9
自己資本利益率 (%)	9.7
株価収益率 (倍)	7.50
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	178,603
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	227,561
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,345,556
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,604,764
従業員数 (人)	78
(外、平均臨時雇用者数)	(0)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2021年7月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしておりません。

3. 第1期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員をいう)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

5. 1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上している信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	2021年12月
営業収益 (千円)	833,904
経常利益 (千円)	484,868
当期純利益 (千円)	654,548
資本金 (千円)	4,057,656
発行済株式総数 (株)	21,443,100
純資産額 (千円)	14,832,088
総資産額 (千円)	16,013,754
1株当たり純資産額 (円)	709.27
1株当たり配当額 (円)	20
(うち1株当たり中間配当額)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	38.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	38.25
自己資本比率 (%)	92.6
自己資本利益率 (%)	4.7
株価収益率 (倍)	15.04
配当性向 (%)	52.0
従業員数 (人)	17
(外、平均臨時雇用者数)	(0)
株主総利回り (%)	-
(比較指標: 配当込み TOPIX)	(-)
最高株価 (円)	797
最低株価 (円)	562

(注) 1. 当社は、2021年7月1日設立のため、前事業年度以前に係る記載はしていません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員をいう)は、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上している信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております。

4. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5. 第1期の株主総利回りは、2021年7月1日に単独株式移転により設立されたため、記載していません。

2【沿革】

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されました。設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

2021年7月 株式会社マーキュリアインベストメントが単独株式移転により当社を設立、テクニカル上場により東京証券取引所市場第一部に上場

なお、2021年7月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

2005年10月 東京都港区に株式会社日本政策投資銀行（DBJ）とあすかアセットマネジメント株式会社との合弁会社として株式会社あすかDBJパートナーズ設立

2005年10月 当社1号ファンドとして、「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース1号ファンド）」を組成

2009年7月 本社所在地を東京都千代田区に移転

2011年2月 金融商品取引業者（投資助言業及び代理業）として登録

2011年8月 北京に日開華創（北京）投資諮詢有限公司（AD Capital (Beijing) Investment Consulting Co.,Ltd.）（現MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.）を設立

2011年9月 ケイマン諸島にファンド運用会社として、ADC International Ltd.を設立

2012年4月 グロース1号ファンド投資先であるライフネット生命保険株式会社が東京証券取引所マザーズ市場に上場

2013年1月 2013年1月1日付で株式会社ADキャピタルに商号変更

2013年1月 香港に香港アセットマネジメントライセンスを保有するREIT運営会社として、Spring Asset Management Limited (SAML)を設立

2013年8月 「ADC Fund 2013 L.P.（グロース2号ファンド）」を組成

2013年12月 当社子会社のSpring Asset Management Limitedが管理・運営する「Spring Real Estate Investment Trust（Spring REIT）」が香港証券取引所に上場

2014年9月 DBJとタイ大手華僑財閥チャロン・ポカパン（CP）グループの共同ファンド（Enファンド）の運営業務を受託

2014年12月 投資運用業及び第二種金融商品取引業を登録

2015年5月 伊藤忠商事株式会社に対して第三者割当増資を実施

2015年12月 三井住友信託銀行株式会社に対して第三者割当増資を実施

2016年1月 2016年1月1日付で株式会社マーキュリアインベストメントに商号変更

2016年8月 「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」を組成

2016年10月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場

2017年12月 東京証券取引所市場第一部に市場変更

2018年2月 航空機リースファンドを組成

2019年2月 伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社を中心に共同組成した「エネクス・インフラ投資法人」が東京証券取引所インフラファンド市場に上場

2020年12月 インフラ・ウェアハウジングファンドを組成

2021年7月 持株会社体制への移行に伴う完全親会社の株式会社マーキュリアホールディングス設立および同社の東京証券取引所市場第一部へのテクニカル上場により上場廃止

3【事業の内容】

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により、株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。また、当社グループの事業の内容は以下の通りであります。

当社グループは、当社、連結子会社12社、非連結子会社14社、持分法適用関連会社1社、及び持分法非適用関連会社7社により構成されております。

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる業務としております。

当社グループの報告セグメントは投資運用事業の単一セグメントとなっておりますが、以下では投資運用事業を投資戦略ごとに分類して記載しております。

当社グループではクロスボーダー（国や地域を超えること、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦すること）をコンセプトとした投資運用を行っており、投資対象の性質により事業投資と資産投資に大別されます。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

成長投資戦略：[事業投資]

当社グループの成長投資戦略は、例えば伝統的な金融業と新たな技術の融合といった、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦する事業への投資を行い、投資リターンをもたらしています。中でも主に次のような要素に着目しています。

- ・マクロ経済の成長に伴い需要の伸びが予想される新しいサービスの展開
 - ・社会構造の変化に伴い変化が求められる既存産業における新たなビジネスモデル
 - ・モノ造りに関する管理の技術やノウハウ等の日本の優れた特性を活かすことができる分野の海外市場への展開
- 当社グループでは、このような観点で主要プレーヤーとなりうる企業に対し、中長期的な視野による投資を行い、一時的な状況の変化に左右されない資金面、事業面等の分野での継続的なサポートを提供します。

バリュー投資戦略：[事業投資][資産投資]

バリュー投資とは理論的な価格より安く取引される事業・資産への投資です。金融法人、事業法人、個人といった様々な投資家の投資サイクル等の関係で、安定的な資産及び事業であっても理論的な価格よりも安い価格で取引されることがあります。当社グループは、グループ会社のネットワークや役職員のネットワークを活用することでそのような機会を見つけ、ローン債権（流動化された貸付金）や不動産などキャッシュ・フローを伴う投資資産を中心にバリュー投資を行っております。

バイアウト投資戦略：[事業投資]

バイアウト投資とは、企業への株式投資を行うことにより、経営に参画し、事業の拡大や再編、構造改革などにより企業価値の向上を目指す投資です。経営を改善することで企業価値の向上の余地のある企業を友好的に買収することにより、投資先経営陣と共に経営改革の推進、投資先企業の成長および企業価値向上を目指します。特に当社グループでは、グループ会社のネットワークやリソースも活用した新たな成長シナリオを描くことで企業価値の向上を図ります。

不動産投資戦略：[資産投資]

当社グループでは、地域毎に異なる経済発展レベルや経済環境に照らし合わせた不動産投資によりリスクに見合ったリターンが得られる不動産投資を目指しています。

経済が成長局面にあるアジア地域においては、中国国内の個人消費の拡大とともに北京の貸オフィスビルへの需要が拡大することを見越し、北京市の中心的なオフィス街にあるオフィスビル2棟にいち早く投資を行いました。当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて、香港証券取引所へ上場しているリート（不動産投資信託）であるSpring REITの管理運営を行うなどの実績を上げています。

日本やその他の先進国においても、主にバリュー投資やキャッシュ・フロー投資戦略のアプローチも取り込んでおります。

キャッシュ・フロー投資戦略（CF投資戦略）：[資産投資]

社会インフラ関連、賃貸不動産など、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資を通じ、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品として投資家へ提供しています。安定したリターン確保には、資産の種類だけでなく、資産管理体制も重要なファクターであり、当社ではそれぞれの分野でグローバルなフランチャイズや実績を持つパートナーと組み、投資機会の発掘や運用管理を行っています。

キャッシュ・フロー投資戦略は、従前は不動産投資戦略と一体として取り組んで参りましたが、今後は国内外の投資家に対して安定運用機会を提供すべく、独立した戦略としてより強化していく分野となります。

（単位：億円）

投資戦略別AUM推移	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
成長投資戦略	121	72	39	49
バリュー投資戦略	0	0	0	0
パイアウト投資戦略	101	21	66	108
不動産投資戦略 / CF投資戦略	1,716	1,840	1,718	2,014
合計	1,938	1,934	1,824	2,171

[用語説明]

・AUM (Asset Under Management) : 運用資産残高

（単位：億円）

投資戦略別報酬	2018年12月期		2019年12月期		2020年12月期		2021年12月期	
	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬
成長投資戦略	3.1	14.3	2.9	12.5	3.4	5.5	3.5	7.2
バリュー投資戦略	-	0.3	-	-	-	0.1	-	0.1
パイアウト投資戦略	5.9	-	4.3	-	4.2	-	4.2	-
不動産投資戦略 / CF投資戦略	10.8	-	9.8	-	9.9	-	11.3	-
合計	19.8	14.6	17.0	12.5	17.5	5.6	18.9	7.3

- 成功報酬はファンド契約に基づき決定されますが、主にファンドの投資家に対する分配額のうちファンドの投資家から出資を受けた額を超える額に一定料率を乗じた金額が成功報酬となります。
- 当社は2021年7月1日設立のため、2021年12月期の数値は単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表を引き継いでおります。また、2020年12月期以前につきましては、株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表の数値を記載しております。

当社グループの主な収益は以下のとおりです。

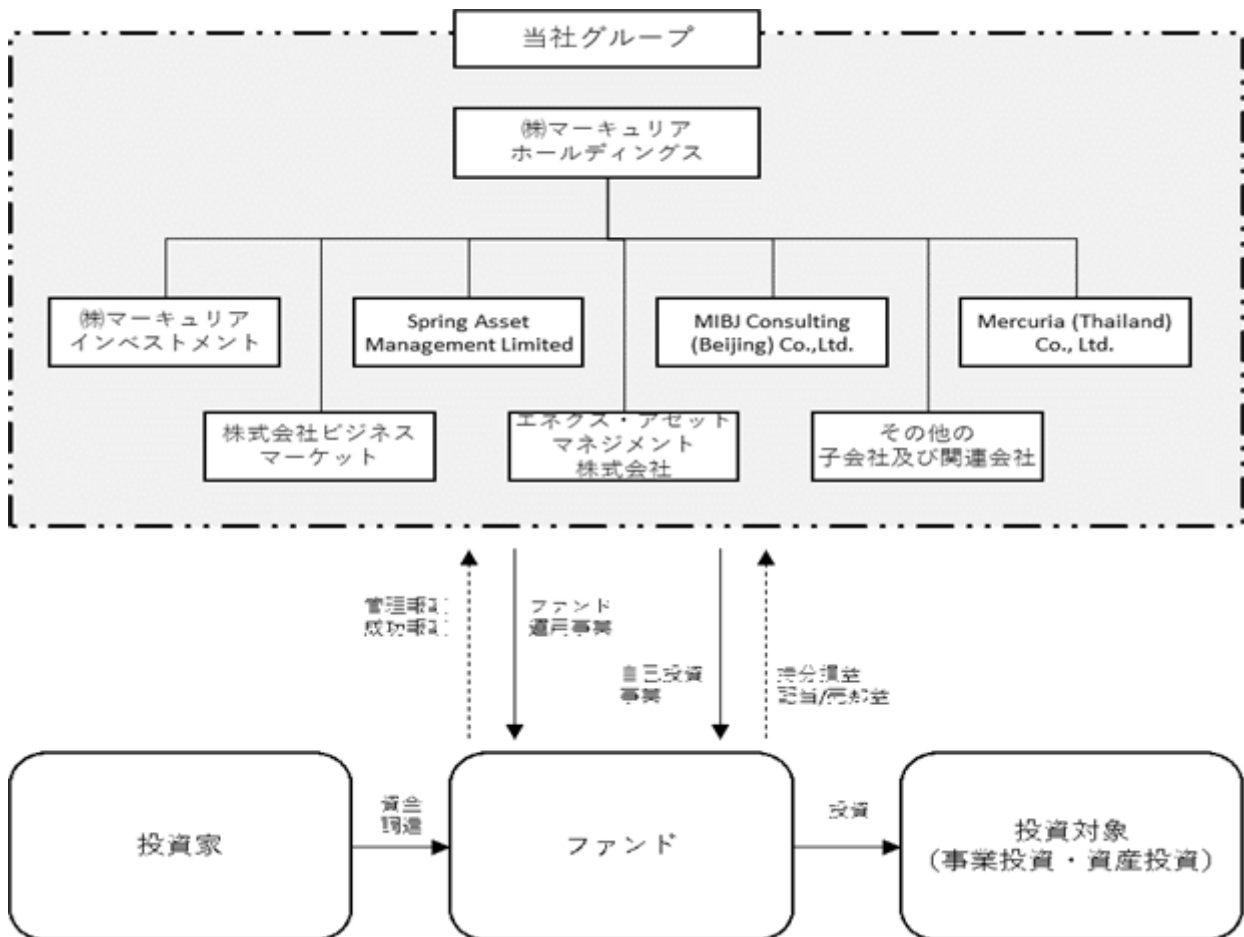
(1) ファンド運用事業

当社グループは、投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等の管理運営業務を行うことでファンドより管理報酬を得ております。また、投資家に対する分配実績や投資家の投資採算等に応じてファンドより成功報酬を得ております。

(2) 自己投資事業

当社グループは、管理運営を行うファンドに対して自己投資を実行し、当該ファンドにおける持分損益を得ております。また、自己投資対象からの配当や自己投資対象の売却による売却益を得ております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社マーキュリア インベストメント (注)5	東京都千代田区	100,000千円	投資運用事業	100.0	経営指導 役員の兼任4名
Spring Asset Management Limited (注)6	Hong Kong, China	HK\$9,000千	投資運用事業	80.4	役員の兼任2名
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China	RMB827千	投資運用事業	100.0	役員の兼任2名
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand	THB10,000千	投資運用事業	99.9	アドバイザー報酬の支 払い
SMT ASSET MANAGEMENT Co., Ltd.	Bangkok, Thailand	THB1,000千	投資運用事業	49.0 (49.0)	-
ADC International Ltd.	Cayman Islands	51,537千円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
China Fintech L.P. (注)2	Cayman Islands	1,350,000千円	投資運用事業	63.0	自己投資事業における投 資ピークル
CF Focus Limited	Cayman Islands	28,300円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands	218円	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投 資ピークル
互金(蘇州)投資管理有 限公司 (注)2	Suzhou, China	RMB67,002千	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投 資ピークル
MIC International Limited	Cayman Islands	108円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
SR Target, L.P. (注)2	Cayman Islands	3,148,229千円	投資運用事業	100.0	自己投資事業における投 資ピークル
(持分法適用関係会社) Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited (注)7	Ireland	USD 1	投資運用事業	8.6 (8.6)	-
(その他の関係会社) 株式会社日本政策投資銀 行(注)4	東京都千代田区	1,000,424 百万円	金融業	被所有 20.1	役員の兼任1名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. 株式会社マーキュリアインベストメントについては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	3,108,787千円
(2) 経常利益	1,601,311千円
(3) 当期純利益	1,067,118千円
(4) 純資産額	3,112,361千円
(5) 総資産額	4,309,682千円

6. Spring Asset Management Limitedについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	910,797千円
(2) 経常利益	598,280千円
(3) 当期純利益	500,616千円
(4) 純資産額	1,141,026千円
(5) 総資産額	1,225,346千円

7. 債務超過会社であります。債務超過の金額は、5,636,980千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	78 (0)

(注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
17 (0)	41	5.6	12,827

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	17 (0)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「ファンドの力で日本の今を変える」をミッションに掲げ、3つの経営理念「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」、「世界に冠たる投資グループへ」、「5年後の常識」の下、経営に取り組んでおります。

「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」では、あらゆる垣根を超え、日本の強みを基盤として世界に広がる成長分野や成長可能性への投資を中心に、産業界・投資業界の幅広いネットワークを通じ、ユニークな投資機会を見出すことを目的としております。

「世界に冠たる投資グループへ」では、オルタナティブ（代替）投資でのアルファ（超過利得）の獲得を追求し、投資資金が有効に使われて循環することで、ファンドの投資家のみならず、投資先並びに当社グループの株主をはじめ様々なステークホルダーの皆様にリターンを分配する、世界に冠たる投資グループを目指します。

「5年後の常識」では、今は意識されていないけれども、5年後には当たり前になっている、そういった分野に取り組み開発していくことが、当社グループの将来を切り開いていくものと考えます。

(2) 中長期的な経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、今後の5年間は、上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬最大化を図るとともに、新ファンド組成による管理報酬の底上げを図る期間と位置付け、5年後の最終連結会計年度において、5年平均当期純利益を20億円以上、及び自己資本を2018年12月末の1.5倍とすることを目標としております。

具体的には当社グループの基幹ファンド（コアファンド）であるバイアウトファンドにおけるファンドレイズ、Spring REITにおける新規資産の組入、資産投資分野におけるエネクス・インフラ投資法人やインフラ・ウェアハウジングファンド等の新たな基幹ファンド（コアファンド）の組成及びファンドレイズに注力します。加えて、外部パートナーとの連携による、その他のアセットクラスを含めた取り組みとして、事業法人の戦略投資に対応したソリューション事業（BizTechファンド事業やタイを含むASEAN地域への投資管理サポート事業）、航空機リースファンド事業（事業会社に航空機投資の機会を提供）、太陽光開発ファンド事業（海外インフラ事業への展開）、インバウンド不動産投資ファンド事業、債権ファンドやバリュエーション投資ファンド事業等の新規企画事業（既存プロダクトからの横展開を含む）も推進することにより、成功報酬の最大化、管理報酬の底上げ及び自己投資の拡大を図っていく方針です。

（単位：億円）

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
5年平均当期純利益	8.3	10.2	11.2	11.0	11.9
自己資本	104.3	115.2	121.7	119.1	151.1

- (注) 1. 5年平均当期純利益は、5年平均の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当社の事業サイクル及び成功報酬等が損益へ与える影響を考慮した結果、単年度損益よりも5年間の平準化された損益が、当社業績の実態を把握する指標として有用と考えております。
2. 自己資本は、株主資本及びその他の包括利益累計額の合計額であり、親会社株主に帰属する当期純利益の積み上げであることから、ファンド運用会社としての安定性を把握する指標として有用と考えております。
3. 2014年12月期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任 監査法人により監査を受けておりますが、2013年12月期以前につきましては監査を受けておりません。このため、2017年12月期の5年平均当期純利益は、一部監査を受けていない数値をもとに算定しております。
4. 当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されたため、株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表をもとに算定しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されていません。

このような環境を踏まえ、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいては投資リターンの向上による成功報酬の最大化を図るべく、引き続き投資先企業の支援やモニタリングの強化に努めていくとともに、新規ファンドにおいては、管理報酬の底上げを行うべく、マクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行い、投資家層を拡大することで基幹ファンド化を進めることが必要であると考えております。併せて、今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、投資家とのコミュニケーションを図るための経営管理体制の充実が必要であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、常態化するとの想定により、現時点においては、営業投資有価証券及び営業貸付金の評価を通じた短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求

当社グループは設立以来、成長投資戦略、バリュー投資戦略、パイアウト・承継投資戦略、不動産投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を、その時々マクロ環境に応じて策定し、それに基づくファンドを組成・運用してきた結果、現在のマルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立しました。

2016年の東京証券取引所への上場以降は、人口の高齢化にともなう事業承継や上場企業による事業の選択と集中ならびに支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を主要投資家として組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野でテクノロジーを切り口とした事業成長を促進することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、脱炭素のために開発の加速が期待されている再生可能エネルギー発電設備等を対象に、資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的として、伊藤忠エネクス株式会社、三井住友信託銀行株式会社、マイオーラ・アセットマネジメントPTE. LTD.と共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」などの新ファンドを順調に展開してきたほか、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等の既存ファンドの運用も安定的に行っております。

2022年12月期は、日本における高齢化が継続する中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により加速した中堅・中小企業の事業承継問題に対応するパイアウト2号ファンドの組成やインフラファンドの経験を海外に広げた台湾太陽光発電開発ファンドの組成を進める計画ですが、これらの計画を着実に実行することに加えて、ポストコロナで予想されるマクロ的な産業構造の変化において、新たな切り口で事業機会を機動的に獲得することが、当社グループの更なる成長に向けた重要な経営課題と考えております。

これらの課題に対処するために、事業パートナーとの連携やM&A等の可能性を視野に入れ、持株会社プラットフォームを一層強化することによって、迅速かつ柔軟な経営判断やグループ内の経営資源を機動的に活用できる体制を整備することが必要不可欠と考えております。

オルタナティブ資産投資に対する理解の促進

当社グループはマルチストラテジーのファンド運用会社ですが、ファンドにおける主たる投資対象はプライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産等のオルタナティブ資産になります。オルタナティブ資産は、国内外の株式、債券という伝統的な市場金融商品に対して、長期の投資期間を必要とし、流動性は劣りますが、投資対象を適切に管理することにより高いリターンが見込まれます。

欧米を中心とする海外では、オルタナティブに対する理解が進み、投資家のポートフォリオにおけるオルタナティブ資産の割合が高まっておりますが、日本では海外と比較して、オルタナティブ投資に対する理解が進んでおらず、社会的には、事業承継などのオルタナティブ投資資金へのニーズが高まっているにもかかわらず、機関投資家に対するオルタナティブ投資の浸透は依然として低い水準にあります。今後の当社グループが事業拡大を図り、投資家層を拡大する上においては、日本の構造変化に対して当社グループのようなオルタナティブファンドマネージャーが果たしている役割に対する社会や市場からの理解を高めることが重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するために、当社グループはオルタナティブ投資における国内のリーディングカンパニーとして、IR/PR活動において、ニュースリリース、セミナー等を通じてオルタナティブ投資に対する理解を促進するための積極的な情報発信を行うとともに、Spring REITやエネクス・インフラ投資法人に続く投資戦略を投資機会として提供し続けるべく、「ファンドの力で日本の今を変える」という当社グループのミッションの達成のために、当社グループの活動に対する社会的認知を促進していくことが必要不可欠と考えております。

プライム市場の上場維持基準適合へ向けて

当社は2022年4月より予定されております東京証券取引所の市場再編において、プライム市場を選択しましたが、現在においてはプライム市場の上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充たしていない状況にあります。今後、当社が中長期的な企業価値の向上を図る上においては、その前提として当社がプライム市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

これらの課題に対処するために、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書の中では、成功報酬の最大化、管理報酬の積み上げ、自己投資収益の拡充による中期目標の達成、ミッション及び経営理念を基礎としたIR/PRの充実による市場評価の浸透、持株会社をプラットフォームとした機動的な資本政策による成長基盤の確立を図ることを公表しております。

2【事業等のリスク】

当社グループは、事業の性質上様々なリスクにさらされており、これらのリスクは将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。以下に、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、当社グループの事業遂行上発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

なお、文中の将来に関する事項の記述は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが判断したものであります。

事業環境に関するリスク

(1) 経済環境及び投資環境に係るリスク

株式環境

当社グループは、自己資金及び当社グループが管理運営するファンドの資金により投資を行い、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への売却によるキャピタルゲイン、並びに管理運営するファンドからの管理報酬及び成功報酬を得ることを基幹業務としております。

このため、当社グループの経営成績及び財政状態は世界各国の株式市場及び投資対象地域の経済環境の影響を受けることとなります。世界経済が不況に陥った場合、投資先企業の業績の不振が当社グループの投資資産価値の減価につながる可能性がある他、投資資金を回収する局面において株式市場が活況でなく新規株式上場市場も低調である場合や、地震、火災、テロ、戦争等の災害の発生により経済環境が低迷し、売却交渉に悪影響を与える場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産環境

当社グループは、現在、中国にて不動産を対象としたファンドの管理運営を行っております。このため、中国での不動産市況の影響を受けることとなります。

今後、経済のファンダメンタルズの急速な悪化や税制・金融政策の大幅な変更が行われた場合、地震、火災、テロ、戦争等（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）の災害が発生した場合には、不動産投資市場も中期的に悪影響を受け、投資環境が悪化し、国内外の投資家の投資マインドの低迷等が生ずる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産には土壌汚染や建物の構造上の欠陥など、不動産固有の瑕疵が存在している可能性があります。当社グループは、投資不動産の瑕疵等による損害を排除するため、投資前には専門業者によるエンジニアリングレポート（対象不動産の施設設備等の詳細情報や建物の修繕履歴、地震リスクや地盤調査の結果等を記したもの）等を取得するなど十分なデューデリジェンス（投資対象の調査）を実施しておりますが、投資不動産取得後に瑕疵が判明し、それを治癒するために追加の費用負担が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

直近の経営環境においては、株式環境及び不動産環境におけるリスクの一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、常態化するとの想定により、現時点においては、短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

短期的な影響については、当社グループが主にファンドへのセიმポート投資として保有する営業投資有価証券及び営業貸付金について、投資先の業績の悪化や株式価値の低下を通じた、評価損失の影響があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が想定よりも長期した際には、営業投資有価証券及び営業貸付金に係る追加の評価損失計上の可能性、ファンド投資家の投資意欲の低下による新規ファンド組成の遅れによる将来の管理報酬への影響、既存ファンドにおける投資先の業績悪化、株式価値下落や投資先売却時期の遅れ等による将来の成功報酬への影響等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績変動リスク

当社グループは、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への株式等売却によるキャピタルゲインを主たる収益の1つとしております。売却時における売却価額は、収益計上される会計年度の株式市況や個々の投資先企業の特徴、その他様々な要因の影響を受けて想定外に変動する可能性があります。また、当社グループがファンドから受け取る成功報酬は、ファンドごとに受け取る時期が異なり、ファンドの満期が十分に分散していない現状においては、その年により受け取る成功報酬の額が大きく変動する可能性があります。その結果、会計年度によって得られるキャピタルゲインの金額が大きく変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 未上場株式等への投資に係るリスク

当社グループは、未上場株式等を投資対象としており、未上場株式等への投資については以下のようなリスクがあります。

当社グループが投資対象とする未上場企業は、成長過程にある企業であるため、収益基盤や財務基盤が不安定であったり、経営資源も限られるといったリスク要因を内包しております。そのため、投資後に企業価値が低下したり、倒産するなどして損失が発生する可能性があります。

当社グループによる未上場株式等への投資から株式上場もしくは第三者等への売却に至るまでには通常長期間を要するため、途中で業績悪化等により当該投資先の企業価値が当初の見込みと異なって変動する可能性がある他、経済環境や株式市場動向等外部要因の影響を受けて投資採算が当初の見込みと大幅に異なり、キャピタルゲインの減少、もしくはキャピタルロスや評価損が発生する可能性があります。

当社グループが投資対象とする未上場株式等は、上場企業の株式等に比較して流動性が著しく低いいため、投資回収において、その取引参加者の意向により取引条件が大きく変動し、当社グループの希望する価額・タイミングで売却できる保証はなく、キャピタルロスが発生したり、長期間売却できない可能性があります。

(4) 株価下落等のリスク

当社グループは、投資先企業の株式上場等により、市場性のある株式を保有しております。株式市場において株価が下落した場合、保有有価証券に評価損が発生する恐れがあるとともに、株式売却によって得られるキャピタルゲインが減少するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、新規上場銘柄のうち一部の銘柄につきましては、各証券取引所の関連規則又は投資先企業との契約によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。当該期間中に株価が上昇した場合には、売却機会を逃すことによる機会損失が発生する可能性があります。

(5) 為替リスク

当社グループは、Spring Asset Management Limitedで計上するSpring REITの営業収益が連結営業収益に占める割合は、当連結会計年度において21.8%になります。Spring REITからの営業収益は香港ドルでの取引となりますので、香港ドルの為替の変動によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、海外での地域分散投資を行っているため、保有する外貨建資産につきましては、外国為替の変動の影響を受けます。

(6) 他社との競合に係るリスク

投資運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、管理報酬率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に影響が及ぼす可能性があります。

(7) ファンド運用に係る訴訟リスク

当社グループが無限責任組員又はゼネラルパートナーとしての善管注意義務違反により、訴訟等を受ける可能性があり、損害賠償義務を負った場合は、損害賠償に加えて社会的信用が低下し、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 投資先企業への役員派遣に係る訴訟リスク

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担する可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

(9) 法的規制に係るリスク

全般

当社グループは、本邦、香港、ケイマン諸島などのオフショアと呼ばれる地域各国において、ファンド運用事業及び自己投資事業等を行っているため、これらの地域における法的規制（会社法、金融商品取引法、独占禁止法、租税法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、外国為替管理法、財務会計関連法規等）の適用による影響を受けるほか、これらの規制との関係で費用が増加する場合があります、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

金融商品取引法

・金融商品取引業登録

当社グループは、ファンドの私募の取扱い又はファンド運用事業につき金融商品取引法第29条に基づき第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業を行うための登録を行っております（有効期限：なし）。当社グループは、金融商品取引法に基づく規制に服しており、現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、金融商品取引法第52条第1項（金融商品取引業者に対する監督上の処分）の各号の一つに該当する場合には、金融商品取引業登録を取消されるため、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第52条第1項に基づき上記の登録について取消等の処分を受けた場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・適格機関投資家等特例業務及び特例投資運用業務

当社グループは、ファンド運用事業につき金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業務及び同法附則第48条第1項に基づく特例投資運用業務を営むに当たり、届出を行っております。この届出により当社グループが運用するファンドは、法律上求められる一定の要件を満たす必要があります。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的にこれらの要件を満たせなくなった場合又は適用法令の解釈の変更その他何らかの理由により適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務に該当しなくなった場合、当該事業の業務遂行に支障をきたす可能性があり、その場合には当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産投資顧問業登録規程

当社グループは、ファンド運用事業において、不動産投資についての投資助言業務及び不動産投資についての投資一任契約に基づく不動産取引等を行うために、不動産投資顧問業登録規程第3条第1項に基づき不動産投資顧問業の登録を行っています（有効期限：2025年10月）。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同規程第30条に基づき上記の登録の取消等の処分を受けた場合又は登録の更新を行わないまま登録の有効期限を徒過した場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

宅地建物取引業法

当社グループは、不動産投資顧問業の登録の前提となる、宅地建物取引業第3条第1項に基づき宅地建物取引業の免許を取得しています（有効期限：2025年8月）。現時点において上記の免許の維持に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第66条に基づき上記の免許の取消等の処分を受けた場合又は免許の更新を行わないまま免許の有効期限を徒過した場合、宅地建物取引業の免許を失うことにより、不動産投資顧問業の登録が取り消されることになり、ファンド運用事業の業務の遂行に支障を来すと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

香港証券先物条例（Securities And Futures Ordinance, Cap. 571）

当社の子会社であるSpring Asset Management Limitedは、香港市場において上場しているSpring Real Estate Investment Trustの管理業務を行うに当たり、香港証券先物委員会よりType9（アセットマネジメント）のライセンスを受けております（有効期限：なし）。また、Spring Real Estate Investment Trustは、同条例に基づき、上場の認可を得ています。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、Spring Real Estate Investment Trustの認可が取消された場合、Spring Real Estate Investment Trustの運用会社でなくなった場合には、ライセンスを取消されるため、ライセンスの取消等がなされた場合、当該事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 資金調達に係るリスク

当社グループは、無限責任組員又はゼネラルパートナーとして、ファンドの収益を直接享受する目的で自ら管理運営するファンドに自己資金による投資を行っておりますが、今後、資金調達が想定通りにいかない場合には、ファンドの運用に支障をきたす恐れがあります。また、自己資金による投資資金の調達を多額の借入金により調達する場合には、有利子負債が増加する可能性があり、当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

事業体制及び業績に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

当社は、当連結会計年度末現在において、取締役7名、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、グループ全体で従業員数78名と小規模組織であり、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業拡大に対応すべく人員増強等によりさらなる組織力の充実を図っていく所存ではありますが、人材の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進展しない場合、既存の人材が社外に流出した場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である豊島俊弘は、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の決定に加え、投資案件の発掘等、当社グループの事業推進上、重要な役割を果たしております。

このため当社では、代表取締役へ過度に依存しない経営体制を目指し、人材採用、育成による経営体制の強化を図り、経営リスクの軽減に努めておりますが、不測の事態により、同氏が当社の経営者として業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有能な人材の確保、育成について

当社グループの営む事業は、金融及び不動産の分野において高い専門性と豊富な経験を有する人材により成り立っており、今後の事業展開において有能な人材を確保・育成し、成長への基盤を確固たるものとする方針であります。しかし、必要とする人材の確保・育成が計画どおりに実現できなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に行われた場合でも、採用・研修に係るコスト、人件費等の固定費が増加することが想定され、当該コスト増に見合う収益の成長がない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社グループでは、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社グループの役職員に関する個人情報を保有しております。当社グループでは、個人情報の取扱いについては個人情報保護規程を策定の上、細心の注意を払っております。

しかしながら、万一、当社グループの保有する個人情報が外部に漏洩した場合あるいは不正使用された場合には、信用の失墜又は損害賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特別目的会社の連結に係る方針について

当社グループがファンドの組成のために設立し、管理運営業務を受託している特別目的会社（SPC）については、当社グループの匿名組合出資比率や支配力等の影響度合いを勘案し、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）、及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号）等に基づき、個別に連結の要否を決定しております。

当連結会計年度末現在において、当社グループが顧客の資産を運用するファンドに係るSPCについては、顧客との共同投資（セიმポート投資）の有無にかかわらず、当社グループが実質的な支配力を有していないため、上記の会計基準をふまえ、連結の範囲に含めていないものがあります。

今後、SPCの連結の範囲に関する会計基準が改正された場合には、当社グループの連結の範囲に変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、今後においては、連結の範囲にSPCが含まれることとなるようなセिमポート投資を行うことを想定しておりませんが、個別に連結の要否を判断した結果、セिमポート投資に係るSPCが連結の範囲に含まれることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定事業への依存について

当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて香港証券取引所へ上場しているSpring REITの管理運営を行っております。

2021年12月期連結財務諸表において、当社グループ連結営業収益に対してSpring REITの営業収益は21.8%を占めておりますので、Spring REITの業績の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

Spring Asset Management LimitedはSpring REITからの管理報酬の一部をREIT投資口にて受け取っておりますので、香港ドルの為替の変動及びSpring REITの投資口価格の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、Spring REITにおいて管理報酬体系の変更や管理運営会社の変更がなされた場合には、Spring Asset Management Limitedにおいて管理報酬の減額や管理報酬の喪失が生じますので、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己勘定投資（自己資金による投資）が業績に与える影響について

当社グループは、ファンド組成上の要請に応じて、顧客との共同投資（セიმボート投資）の形で、当社グループが管理運営を行うファンド等に対して投資を行っております。

これらの自己勘定投資については、投資リスクの吟味のため、社内諸規程に従い経営会議、取締役会等により慎重な審議を経た上で行うこととしておりますが、外部環境の悪化等により投資収益が悪化し、あるいは投資対象の評価損が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題として認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当期の配当金は、この基本方針の下で、1株当たり20円の配当を実施することを決定いたしました。

なお、今後の配当実施の可能性及び実施額等については未定であります。

(9) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、役員及び従業員にストックオプション（新株予約権）を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は141,600株であり、同日現在の発行済株式総数21,443,100株の0.7%に相当しており、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

(10) 親会社等との関係について

本書提出日現在において、当社の発行済株式は、(株)日本政策投資銀行に20.08%所有されており、当社は同社の関連会社となっております。同社に関する当社株式への出資は成長投資、パイアウト投資及び不動産投資等の分野において協業を行うための投資であります。当社グループとしては今後も同社との協業を継続していく方針です。

また、同社グループに当社と同様の事業を営む会社はあるものの、事業領域が異なることから、現在競合となりうる状況は発生しておらず、今後発生する見込みも現時点ではありません。

今後、同社の経営方針の変更により、出資比率等が変更になる可能性があります。その場合、当社の事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

1) 役員の招聘

本書提出日現在において、以下の通り同社の役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面からの経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の助言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	各社における役職
取締役（非常勤）	木村 元彦	(株)日本政策投資銀行 企業投資第2部課長

2) 従業員の受入れ

当社グループは人事交流のため、同社から2名の出向者を受け入れております。なお、受入出向者は、当社グループの重要な意思決定に大きな影響を与える職位ではありません。

3) ファンドへの出資

当社グループが運営するファンドに対して、同社から出資を受け入れております。

(11) 資金使途について

当連結会計年度に実施した新株発行による調達資金の使途は、パイアウトファンドへの自己投資（セიმポート投資）資金及びインフラファンドへの自己投資（セिमポート投資）資金として充当する方針であります。

当社グループは、これらの計画の実現に注力いたしますが、外部環境の変化等により、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初想定通りの時期に投資できない場合や、投資が実現した場合でも、当初想定した収益の確保が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲に実質的な変更はないため、前連結会計年度と比較を行っている項目については、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月期連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）と、前連結会計年度末と比較を行っている項目については、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月期連結会計年度末（2020年12月31日）と比較しております。

また、当連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し経済活動の抑制が続く中、一部では持ち直しの動きもみられるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいては、当社が投資助言を行う「En Fund L.P.」、及び管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース1号ファンド）」等において、保有株式の売却による投資回収を行うことで、成功報酬を計上しました。

また、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」において、保有する株式を売却したことにより、当該ファンドに対するセიმポート投資を通じたファンド投資持分利益を計上するとともに、同ファンドより、事業会社への新たな投資も行いました。

新規ファンドにおいては、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した、エネクス・インフラ投資法人への太陽光発電施設の組入を基本戦略とするインフラ・ウェアハウジングファンドが、当初想定を上回る投資家コミットメント総額にて組成完了したことに加え、航空機リース事業において、コロナ後の航空機投資に対応すべく、航空機リースの組成・管理を専門とするAirborne Capital Limitedとの合併会社として株式会社マーキュリアエアポーンキャピタルを設立するなど、マクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は4,169,925千円（前連結会計年度比32.6%減）、営業利益は1,763,367千円（前連結会計年度比128.3%増）、経常利益は1,816,815千円（前連結会計年度比139.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,304,427千円（前連結会計年度比148.4%増）となりました。

なお、当社グループは投資運用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

（単位：千円）

	2020年12月期実績	2021年12月期実績
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,087	178,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	389,852	227,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,855	1,345,556
換算差額他	22,291	30,195
現金及び現金同等物の期末残高	2,810,262	4,604,764

当社グループでは2016年12月期の東京証券取引所への上場時及び2017年12月期の東京証券取引所市場第一部への市場変更時の公募増資により調達した資金について、当社が運営するファンドへのセიმポート投資及び先行投資（タイミングブリッジ投資）に充当して参りました。

また、当連結会計年度に実施した新株発行による調達資金の用途は、バイアウトファンドへの自己投資（セिमポート投資）資金及びインフラファンドへの自己投資（セिमポート投資）資金として充当する方針であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末から1,794,503千円増加し、4,604,764千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は178,603千円となりました(前期は176,087千円の使用)。主な要因としては、税金等調整前当期純利益1,816,815千円を計上したものの、営業投資有価証券が847,303千円増加し、法人税等の支払額810,913千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、主に、海外進出を目指す事業会社等に対する戦略的ソリューションとして共同投資を行うべく、関係会社(非連結子会社)にて対して行っていた貸付(292,400千円)を回収したことにより、当連結会計年度において投資活動の結果獲得した資金は227,561千円となりました(前期は389,852千円の使用)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、主に、新株の発行による資金調達(2,104,281千円)、及び配当基本方針に従い配当金の支払い(342,268千円)により、当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は1,345,556千円となりました(前期は149,855千円の使用)。

生産、受注及び販売の実績

当社グループで行う事業につきましては、投資運用事業の単一セグメントであり、生産、受注、販売実績を定義することが困難であるため、これらに代わるものとして、投資残高、営業収益及び営業総利益を記載しております。

a. 投資業務の実績

投資残高

科目	当連結会計年度末 (2021年12月31日現在)	前年同期比(%)
運用資産残高 (千円)	217,074,650	19.0

b. 営業収益及び営業総利益

営業収益

科目	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比(%)
ファンド運用事業 (千円)	2,623,645	13.4
自己投資事業 (千円)	1,367,307	63.3
その他 (千円)	178,974	22.5
合計(千円)	4,169,925	32.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の営業収益及び当該営業収益の総営業収益に対する割合は次のとおりであります。

営業収益計上先	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Spring Real Estate Investment Trust	1,095,715	17.7	910,797	21.8
En Fund L.P.	228,960	3.7	872,788	20.9
マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合	382,000	6.2	779,570	18.7
SR Focus L.P.	2,869,068	46.4	441,267	10.6
あすかD B J投資事業有限責任組合	549,130	8.9	79,336	1.9

営業総利益

科目	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比(%)
ファンド運用事業 (千円)	2,623,645	13.4
自己投資事業 (千円)	835,753	-
その他 (千円)	178,974	22.5
合計(千円)	3,638,371	50.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。営業投資有価証券及び営業貸付金に係る重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼす場合があります。

当社グループでは、運営するファンドに対するセイムポート投資として、営業投資有価証券及び営業貸付金を保有しております。

時価のある営業投資有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、投資先の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下の有無等により減損処理の要否を、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき貸倒引当金の要否を検討しております。

減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、及び貸倒引当金の要否を検討する際の回収可能性の見積りについては、投資先の財政状態、損益の状況、投資時事業計画との乖離状況、将来キャッシュ・フローの状況等を勘案して、検討を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、常態化するとの想定により、現時点においては、営業投資有価証券及び営業貸付金の評価を通じた短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績の分析

(単位：千円)

	2020年12月期 実績	2021年12月期 実績	対前期比	2021年12月期 業績予想	対業績 予想比
ファンド運用事業	2,313,281	2,623,645	113%		
管理報酬	1,750,042	1,893,927	108%		
成功報酬	563,239	729,718	130%		
自己投資事業	3,724,430	1,367,307	37%		
その他	146,154	178,974	122%		
営業収益	6,183,866	4,169,925	67%	3,800,000	110%
営業原価	3,757,575	531,554	14%		
営業総利益	2,426,290	3,638,371	150%		
販売費及び一般管理費	1,653,851	1,875,004	113%		
営業利益	772,439	1,763,367	228%	1,800,000	98%
経常利益	757,589	1,816,815	240%	1,800,000	101%
親会社株主に帰属する当期純利益	525,126	1,304,427	248%	1,200,000	109%

当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益4,169,925千円となりました。対前連結会計年度比については、当連結会計年度では、ファンド運用事業において成功報酬を計上するとともに、自己投資事業において、パイアウト1号ファンドの保有株式売却に係るファンド持分利益、及び太陽光発電施設のエネクス・インフラ投資法人への組入に係る営業収益を計上したものの、前連結会計年度には、当社グループが保有していたSpring REITユニットの譲渡取引を行い多額の営業収益を計上していた反動から、32.6%の減少となりました。

一方で、経常利益は、ファンド運用事業における成功報酬及び自己投資事業における営業収益計上に伴い利益が生じたこと、並びに前連結会計年度には前述のSpring REITユニットの譲渡取引において損失が生じていたことから、前連結会計年度から139.8%増加し、1,816,815千円となりました。

これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期から148.4%増加し、1,304,427千円となりました。

(b) 財政状態の分析

(単位：千円)

資産	2020年12月末 残高	2021年12月末 残高	2021年12 月末構成 比	負債/純資産	2020年12月末 残高	2021年12月末 残高	2021年 12月末 構成比
現金及び預金	2,880,262	4,674,764	26%	借入金	1,296,750	873,500	5%
営業未収入金	373,914	541,075	3%	その他負債	1,286,908	1,315,180	7%
営業投資有価証券/ 営業貸付金	10,270,016	11,143,086	62%	負債合計	2,583,658	2,188,680	12%
投資有価証券	305,185	280,965	2%	自己資本	11,908,432	15,108,362	84%
その他資産	1,223,238	1,370,236	8%	その他純資産	560,524	713,083	4%
資産合計	15,052,615	18,010,126	100%	純資産合計	12,468,956	15,821,445	88%

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して2,957,511千円増加して18,010,126千円となりました。

これは主に、新株発行による資金調達等により現金及び預金が1,794,503千円、並びに、パイアウト1号ファンドの出資約束金額履行による増加及び保有有価証券に係る時価評価の影響等により、営業投資有価証券が983,431千円増加したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の負債総額は、前連結会計年度末と比較して394,978千円減少して2,188,680千円となりました。

これは主に、返済により短期借入金が293,250千円減少したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産額は、前連結会計年度末と比較して3,352,489千円増加して15,821,445千円となりました。

これは主に、新株発行による資金調達等により、資本金が1,031,483千円、資本剰余金が1,207,514千円増加したこと、及び利益剰余金が959,072千円増加したことによるものです。

(c)キャッシュ・フローの状況

第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況に記載のとおりであります。

(d)資本の財源及び資金の流動性の状況

当社グループの資金需要のうち主なものは、投資対象への自己投資資金（間接投資やファンド経由の出資となる場合を含みます）及び人件費をはじめとした販売費及び一般管理費等であります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金、及び新株発行により調達した資金とすることを基本方針としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入等により調達していく考えであります。

4【経営上の重要な契約等】

株式会社マーキュリアインベストメントは、2021年2月19日開催の取締役会において、2021年7月1日を期日として、同社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立することを決議し、2021年3月30日開催の定時株主総会において承認され、当社は、2021年7月1日に設立されました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額（敷金及び保証金は含まない）は33,268千円となりました。設備投資の主な内容は、オフィスの内装工事等を行ったものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社マー キュリアインベ ストメント	本社 (東京都千代田 区)	投資運用事業	事業所	32,598	7,043	39,641	55

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記のほか、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社	事業所	45,767

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(3) 在外子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	合計 (千円)	
Spring Asset Management Limited	本社 (香港)	投資運用事業	事業所	37,783	-	37,783	5
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	本社 (中国北京)	投資運用事業	事業所	-	1,249	1,249	7
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ)	投資運用事業	事業所	2,565	3,963	6,528	11

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記のほか、連結会社以外から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
Spring Asset Management Limited	本社 (香港)	事業所	4,297
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	本社 (中国北京)	事業所	18,648
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ)	事業所	4,809
SMT ASSET MANAGEMENT Co., Ltd.	本社 (タイ)	事業所	400

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,443,100	21,443,100	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。ま た、1単元の株式数は100 株であります。
計	21,443,100	21,443,100	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されたことに伴い、株式会社マーキュリアインベストメントが発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりとなります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社マーキュリアホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	2015年3月31日(定時株主総会決議)(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役3名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員16名 株式会社マーキュリアインベストメント子会社役員11名
新株予約権の数(個)	213
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,800(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	299(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 299 資本組入額 150 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数(以下、「付与株式数」という。)は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

3. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 株式分割又は株式併合の比率

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 時価) / (既発行株式数 + 新規発行株式数)

行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。

ア) 当社の株式公開(下記イ)に定める場合をいう)の日の前日以前の場合

調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)の前日における調整前行使価額

イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(「株式公開」という。)適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所(ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた当社の受入出向者は、新株予約権行使時において、当社への出向を継続していること、あるいは当社への転籍を行っていることを要する。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた外部協力者は、新株予約権行使時において、当社の外部協力者の地位にあることを要する。
- (4) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
- (5) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の()、()、()、()又は()の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

()当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

()当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

()当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

()新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

6. 株式会社マーキュリアインベストメントにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を基に算出しております。なお、株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第2回新株予約権を発行しております。

株式会社マーキュリアホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	2015年12月18日（臨時株主総会決議）（注）1
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役2名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員24名
新株予約権の数（個）	23
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,800（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	299（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 299（注）6 資本組入額 150（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 株式会社マーキュリアインベストメント第2回新株予約権の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

3. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 株式分割又は株式併合の比率

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 時価) / (既発行株式数 + 新規発行株式数)

行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。

ア) 当社の株式公開（下記 イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合

調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という。）の前日における調整前行使価額

イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という。）

適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではないものとする。
- (2) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。

行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項、第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本(5)への該当を判断するものとする。）。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、そ

れぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の()、()、()、()又は()の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

() 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

() 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

6. 株式会社マーキュリアインベストメントにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を基に算出しております。なお、株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年7月1日 (注)1	17,670,100	17,670,100	3,000,000	3,000,000	750,000	750,000
2021年11月1日～ 2021年11月30日 (注)2	40,800	17,710,900	6,357	3,006,357	6,357	756,357
2021年12月1日～ 2021年12月31日 (注)2	73,800	17,784,700	11,582	3,017,939	11,582	767,939
2021年12月21日 (注)3	3,200,000	20,984,700	909,440	3,927,379	909,440	1,677,379
2021年12月27日 (注)4	458,400	21,443,100	130,277	4,057,656	130,277	1,807,656

(注)1. 2021年7月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによる増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償一般募集

発行価格 600円
引受価額 568.40円
資本組入額 284.20円
払込金総額 1,818,880千円

4. 有償一般募集(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 600円
引受価額 568.40円
資本組入額 284.20円
払込金総額 260,555千円

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	12	21	67	45	14	5,137	5,296	-
所有株式数 (単元)	-	62,800	9,718	31,196	38,411	325	71,957	214,407	2,400
所有株式数の割合 (%)	-	29.29	4.53	14.55	17.91	0.15	33.56	100.00	-

(注) 自己株式531,521株は、「個人その他」に5,315単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1-9-6	4,200,000	20.08
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	2,426,000	11.60
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.	1,221,213	5.84
GOLDMAN SACHS & CO. REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	1,018,300	4.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	872,700	4.17
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	582,000	2.78
豊島俊弘	東京都大田区	564,800	2.70
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-2	507,200	2.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	461,800	2.21
合同会社ユニオン・ベイ	東京都千代田区九段南3-9-4	424,000	2.03
計	-	12,278,013	58.71

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、325,600株は株式報酬制度の信託財産であり、連結財務諸表において自己株式として表示しております。

2. 2021年7月8日付で、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2021年7月1日現在で同社が1,190,700株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年12月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 2021年7月8日付で、株式会社ヴァレックス・パートナーズより当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2021年7月1日現在で同社が1,149,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年12月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 531,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,909,200	209,092	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	21,443,100	-	-
総株主の議決権	-	209,092	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の普通株式数には、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式325,600株(議決権の数3,256個)が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マーキュリアホールディングス	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号	531,500	-	531,500	2.48
計	-	531,500	-	531,500	2.48

(注) 株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式325,600株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役に対する株式報酬制度)

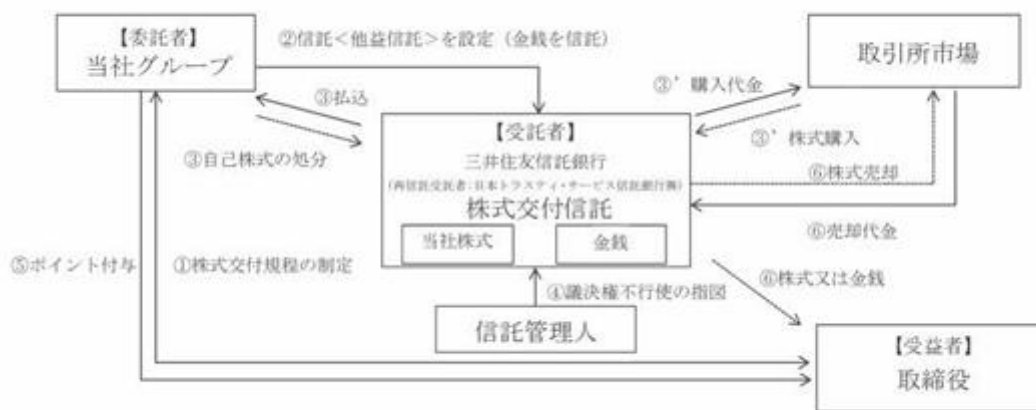
当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントは、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除きます）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入しております。なお、本制度は2022年3月29日開催の当社第1回定時株主総会にて継続することが決議されております。

1. 本制度の概要

本制度は、株式会社マーキュリアインベストメントが金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます）が当社株式を取得し、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

< 本制度の仕組み >



取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社グループは受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社グループ及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

< 本信託の概要 >

委託者：当社グループ

受託者：三井住友信託銀行株式会社

再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（旧日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者

信託管理人：当社グループ及び当社役員と利害関係のない第三者を選定しております

議決権行使：信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約日：2018年5月15日

信託の期間：2018年5月15日～2024年5月末日（予定）

信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

2. 取締役に取得させる予定の株式の総数

125,700株

3. 当該株式給付信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
取締役のうち受益者要件を満たす者

(従業員に対する株式報酬制度)

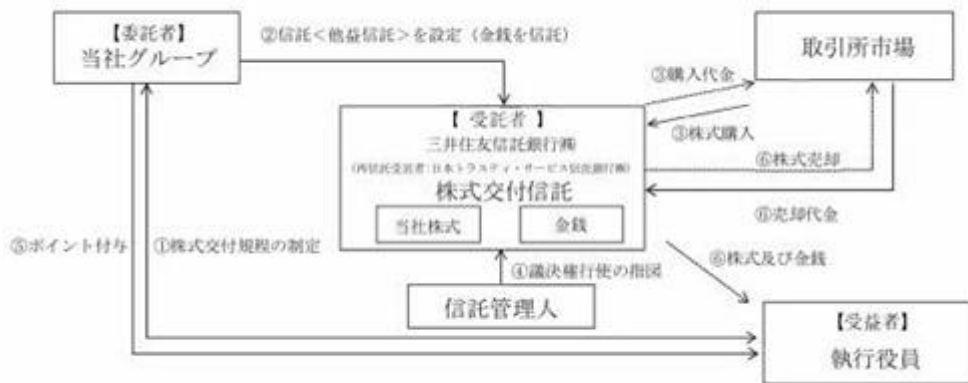
当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントは、2019年5月17日開催の取締役会決議に基づき、従業員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、従業員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、株式会社マーキュリアインベストメントが金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます）が当社株式を取得し、従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各従業員に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

< 本制度の仕組み >



従業員を対象とする株式交付規程を制定します。

従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社グループは受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社グループ及び当社役員から独立している者として）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行います

株式交付規程に基づき、従業員に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

< 本信託の概要 >

委託者：当社グループ

受託者：三井住友信託銀行株式会社

再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（旧日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受益者：株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

信託管理人：当社グループ及び当社役員と利害関係のない第三者を選定しております

議決権行使：本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約日：2019年6月3日

信託の期間：2019年6月3日～2029年5月末日（予定）

信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

2. 従業員に取得させる予定の株式の総数

199,900株

3. 当該株式給付信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	531,521	413,523
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 会社法第155条第13号による連結子会社からの現物分配531,511株(価額の総額413,516千円)、及び会社法第155条第7号による単元未満株式の買い取り10株(価額の総額7千円)による取得であります。

2. 当期間における取得自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	531,521	-	531,521	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

2. 株式報酬制度に係る信託が取得した当社株式は、上記に含めておりません。

3【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、内部留保を確保しつつ財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり20円の配当とさせていただきます。内部留保資金の用途につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する方針であります。

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年3月29日 定時株主総会決議	418	20

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値向上のため、株主、取引先、従業員及び地域社会などあらゆる利害関係者に対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけて考えており、社会的責任を果たすことが、長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。

そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、この社会的責任を果たすことが出来るものと考えております。

当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、社外監査役のモニタリング機能の強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取り組み、取締役・監査役を中心とした経営統治機構の整備・運用を進めることで有効なコーポレート・ガバナンスを機能させるよう努めております。

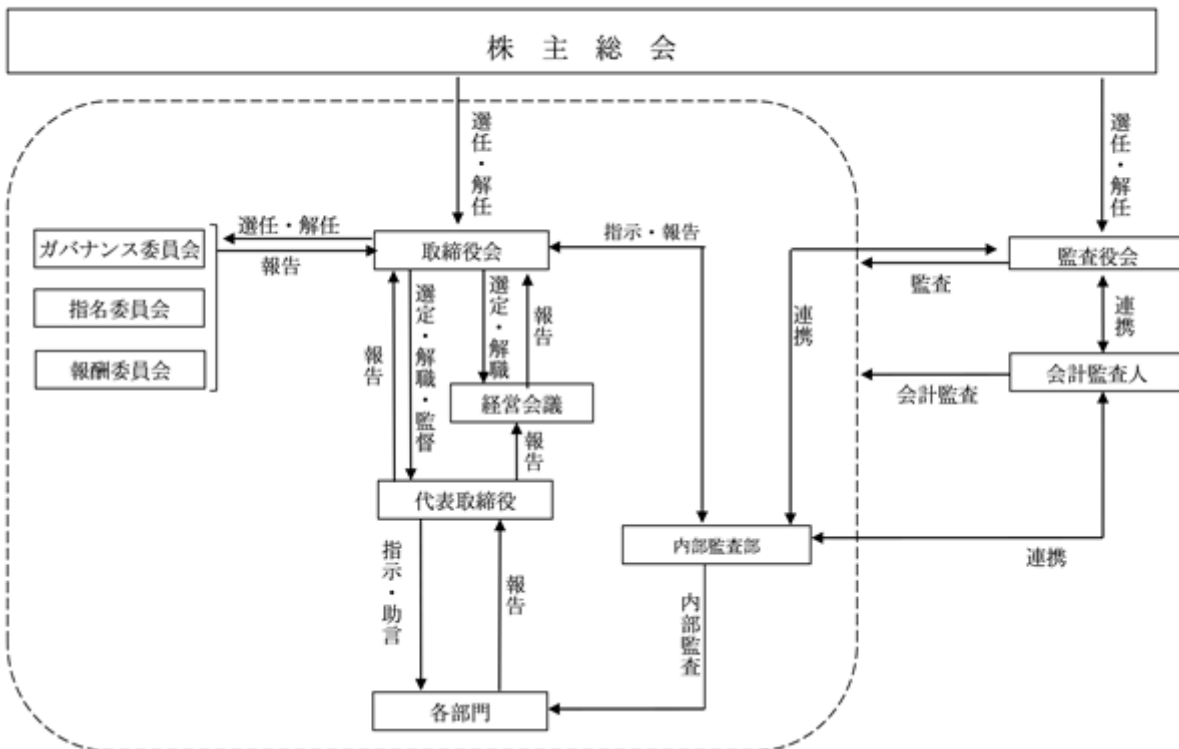
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会及び監査役会の法定機関のほか、業務執行に関し重要な審議決定を行う経営会議等を設置しております。また、経営監視機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会及び監査役会ともそれぞれ構成員の過半数の社外取締役（7名中4名）、社外監査役（3名中全員）を選任しているほか、ガバナンス委員会、コンプライアンス部及び内部監査部等を設置し、法令等遵守を含むガバナンス状況全般につき常時チェックを行い、定期的に取り締役に報告を行う体制をとっております。更に、取締役会の委嘱により、取締役の選任等について必要な審議を行う指名委員会を設置し、経営の透明性及び監督機能を高めるとともに、取締役の報酬を決定する報酬委員会を設置することにより、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めております。

なお、各構成員につきましては、「a. 会社の機関の基本説明」に記載の通りです。

現時点では、以上の企業統治体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能しているものと考えております。

当社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の模式図



ア．会社の機関の基本説明

イ．取締役会

当社では、経営の執行に関し、迅速な経営判断を行うため、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成した定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、議長は代表取締役が務めており、構成員の氏名につきましては、「（2）役員の状況 役員一覧」に記載のとおりです。

取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。

ロ．監査役・監査役会

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名（全員社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、「（2）役員の状況 役員一覧」に記載のとおりです。

監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

常勤監査役は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。社外監査役については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を社外監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。

ハ．経営会議

当社では、業務執行に関し重要事項を審議決定し、併せて重要な日常業務の報告を行うため、経営会議を設け、原則として毎月1回以上開催しております。

経営会議は、常勤取締役及び執行役員のうち取締役会で選定されたもので構成されております。なお、議長は代表取締役豊島俊弘が務めており、構成員は代表取締役豊島俊弘、取締役である石野英也、小山潔人、執行役員である許曉林、滝川祐介、深井聡明の6名により構成されております。

ニ．内部監査

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っております。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、監査効率の向上を図っております。

ホ．ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、会社の業務全体における法令遵守、コンプライアンス及びリスク管理等に関する重要な事項について、関係諸法令、規則、社内規程等の遵守のほか、公共性の観点から審議し、取締役会若しくは経営会議に審議の内容及び結果を必要に応じ、報告することとしております。

ガバナンス委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役佐々木敏夫、社外監査役増田健一の3名により構成されています。

ヘ．指名委員会

当社は、経営透明性及び監督機能を高めるため、指名委員会を設置し、取締役会の委嘱により、取締役の選任等に必要の審議を行っております。

指名委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び佐々木敏夫の3名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

ト．報酬委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する透明性及び客観性を高めるため、報酬委員会を設置し、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において、取締役会の委任を受け、取締役の報酬を決定しております。

報酬委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び社外有識者1名の3名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

ｂ．内部統制システム整備の状況

当社は、会社法の規定に従い、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図るとともに、その運用の徹底に努めております。

具体的には、取締役の職務が法令及び定款に適合するための体制、損失の危険の管理に関する体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社及び当社の子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、財務報告の信頼性を確保するための体制、監査役を補助すべき使用人とその使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制等につき取締役会決議を行い、必要に応じて、これを改定しております。

当該内部統制システムの整備・運用状況については、監査役・監査役会、コンプライアンス部及び内部監査部等が監視・監査を行い、その徹底及び継続的な改善に努めております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、ガバナンス委員会及びコンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理全般について、関係諸法令や公共性の観点から審議し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

ｃ．当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において当社及び子会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制を定めるとともに、当該体制が適切に確立されるよう必要な措置をとることとしております。そのため、当社グループ全体に適用される企業行動規範を制定するとともに、関係会社管理規程を制定し、職務執行に係る重要な事項の承認及び報告を義務付ける等、指導、監督を行っており、また、子会社からの毎月の財務情報を当社取締役会に報告しております。

また、当社監査役及び内部監査部は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、コンプライアンス部が中心となり各部門にリスク管理責任者を置き業務執行などに関する情報を収集・共有することにより、リスクの迅速な把握と未然防止に努めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役及び社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結していません。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員、及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担をしております。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用が補償されることとなります。

なお、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為、法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の免責事由としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	豊島 俊弘	1962年9月20日生	1985年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行 2001年8月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行 2005年10月 株式会社マーキュリアインベストメント取締役就任 2008年10月 株式会社マーキュリアインベストメント代表取締役就任(現任) 2009年5月 Beijing Hua-re real-estate Consultancy Co.,Ltd. Director就任(現任) 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.Director就任(現任) 2012年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就任(現任) 2013年1月 Spring Asset Management Limited Director就任(現任) 2013年1月 Wownew (Beijing)Commerce Co.,Ltd. Director就任(現任) 2014年1月 Allport Ltd. Director就任(現任) 2014年12月 合同会社ユニオン・ベイ 代表社員就任(現任) 2021年7月 当社 代表取締役就任(現任) 2021年7月 株式会社マーキュリアエアポーンキャピタル 代表取締役就任 2021年9月 株式会社マーキュリアエアポーンキャピタル 代表取締役会長就任(現任)	(注) 3	988,800 (注)5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石野 英也	1963年9月16日生	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現シティグループ証券株式会社)入社 2000年4月 スパイラルスター株式会社入社 2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社 代表 取締役副社長就任 2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社 取締役就任 2004年3月 スポーツバンガード株式会社 取締役副社 長就任 2007年9月 アイ・キャピタル・インベストメント・ア ドバイザーズ株式会社(現MCP投資顧問 株式会社) 社外取締役就任 2008年6月 株式会社マーキュリアインベストメント 入社 2010年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任(現任) 2011年6月 ユニファイドサービス株式会社 取締役就 任(現任) 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd. Director就任(現任) 2011年9月 ADC International Limited Director就任 (現任) 2013年4月 Spring Asset Management Limited Director就任(現任) 2013年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就 任(現任) 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任 2018年3月 Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited Director就任 2019年1月 MIC International Limited Director就任 (現任) 2019年3月 エネクス・アセットマネジメント株式会 社 取締役就任(現任) 2021年7月 当社 取締役就任(現任) 2021年7月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタ ル 取締役就任(現任)	(注) 3	363,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小山 潔人	1966年2月19日生	1990年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2008年9月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任(現任) 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年5月 シンクス株式会社 取締役就任(現任) 2016年5月 シンクステコム株式会社 取締役就任(現任) 2016年7月 株式会社マーキュリアインベストメント 転籍 2016年11月 株式会社ビジネスマーケット 取締役就任(現任) 2018年12月 FL EN Company Limited Director就任(現任) 2019年12月 旭東压铸(上海)有限公司 董事就任(現任) 2019年12月 水谷精密零件制造(上海)有限公司 董事就任(現任) 2019年12月 上海水谷精密模具制造有限公司 董事就任(現任) 2019年12月 旭東汽车零部件制造(南通)有限公司 董事就任(現任) 2020年2月 水谷産業株式会社 取締役就任(現任) 2020年8月 CF Focus Limited Director就任(現任) 2020年8月 VGI General Partner Co., Ltd. Director就任(現任) 2021年7月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	120,400
取締役	木村 元彦	1978年12月9日生	2001年4月 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2017年4月 同行 業務企画部 参事役 2018年6月 同行 企業投資部 課長 2021年6月 同行 企業投資第2部 課長(現任) 2021年6月 鬼怒川ゴム工業株式会社 取締役就任(現任) 2022年3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	赤松 和人	1966年11月28日生	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 取締役就任 2011年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第一部建設事業統括室長 2012年4月 同社 建設・金融部門企画統轄課長 2016年4月 同社 建設第一部長代行 2019年4月 同社 建設第二部長代行 2021年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任 2021年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第二部長(現任) 2021年7月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	岡橋 輝和	1949年11月25日生	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社顧問就任(現任) 2012年3月 株式会社インフォーマット 取締役就任(現任) 2014年6月 山九株式会社 取締役就任(現任) 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任 2021年7月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	-
取締役	佐々木 敏夫	1952年3月3日生	1974年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任 2017年4月 同社 相談役就任 2018年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任 2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任 2021年7月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	石堂 英也	1952年8月17日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1996年4月 同行 金融法人部次長 2001年6月 同行 市場事務部長 2004年4月 同行 外為営業第一部長 2006年4月 共立株式会社 営業開発部長 2010年4月 協和株式会社 監査役就任 2010年6月 共立株式会社 監査役就任 2015年6月 共立インシュアランス・ブローカー株式会社 監査役就任 2015年10月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役就任(現任) 2021年7月 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業)入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業)パートナー就任(現任) 2006年11月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 監査役就任(現任) 2007年5月 ライフネット生命保険株式会社 監査役就任(現任) 2011年3月 株式会社ブリヂストン 監査役就任 2016年3月 同社 取締役就任(現任) 2016年5月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役就任 2020年3月 中外製薬株式会社 監査役(現任) 2021年7月 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	藤村 健一	1967年7月31日生	1990年4月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 2011年6月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 本店営業第八部次長 2015年4月 同行 松山支店長 2017年2月 同行 理事 名古屋営業第一部長 2018年7月 同行 福岡支店兼福岡天神支店 理事 支店長 2021年1月 同行 理事 情報開発部長(現任) 2021年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役就任 2021年7月 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					1,482,200

(注) 1. 取締役 木村元彦、赤松和人、岡橋輝和及び佐々木敏夫は、社外取締役であります。

2. 監査役 石堂英也、増田健一及び藤村健一は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2022年3月29日開催定時株主総会終結の時のより1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2021年7月1日より2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役豊島俊弘の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

6. 当社では、意思決定・監督と職務執行を分離することにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 中国事業統括 許 曉林

執行役員 経営管理統括・事業企画統括 滝川 祐介

執行役員 国内不動産事業統括 深井 聡明

社外役員の状況

当社は社外取締役4名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外監査役石堂英也氏は、提出日現在、当社普通株式を10,000株所有しておりますが、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、その他に人的・資本的關係、取引關係及びその他利害關係はありません。

当社が社外取締役及び社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、企業財務及び企業法務等の豊富な経験を有する社外取締役及び社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。

社外取締役木村元彦氏は、当社の発行済株式総数の20.08%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外への成長投資に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役赤松和人氏は、当社の発行済株式総数の11.60%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・物流部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役岡橋輝和氏は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役佐々木敏夫氏は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外監査役石堂英也氏は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役としての豊富な経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

社外監査役増田健一氏は、法律事務所において弁護士としての豊富な経験を有していることに加え、法律事務所におけるパートナーとして経営管理の経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

社外監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、相互の連携を図るために定期的に意見交換及び情報交換を行っており、十分な連携が取れていると考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名(全員社外監査役)から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、「(2) 役員状況 役員一覧」に記載のとおりです。監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

当社の設立日である2021年7月1日から2021年12月31日までにおいて、監査役会は7回開催されましたが、監査役3名は、全ての監査役会に出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査報告の作成、監査方針・監査計画・職務分担・報酬、会計監査人の解任・不再任の決定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役選任議案に対する同意、等に関する審議・決定、社内の重要な会議に出席している常勤監査役からの情報共有等を行っています。

なお、常勤監査役石堂英也氏は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役としての豊富な知見を有しております。また、監査役増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な知見に加え、法律事務所におけるパートナーとして、経営管理の知見を有しております。監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有しております。

内部監査の状況

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っています。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで監査効率の向上に加え、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

8年間

(注) 当社は、2021年7月に株式会社マーキュリアインベストメントが単独株式移転の方法により設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社マーキュリアインベストメントの継続監査期間を含んで記載しております。

c. 業務を執行した公認会計士

野島 浩一郎

竹内 知明

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、総合的に判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、監査の実施状況等について総合的に検討を行った結果、会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,000	3,500
連結子会社	15,000	2,000
計	43,000	5,500

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-
連結子会社	5,167	-
計	5,167	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務を委託しております。また、当社連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務である会計アドバイザー業務を委託しております。

e. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

f. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

その決定方法は、取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて取締役会の委任を受け報酬委員会で決定しております。

報酬委員会は、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、社外取締役及び社外有識者が過半を占めており、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び社外有識者1名の3名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

報酬委員会における報酬の決定に際しては、社外取締役及び社外有識者を含む委員に加えて、当社の常勤監査役も出席し、審議の透明化を図りつつ、適切な関与・助言を得ることのできる体制としております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

当社の取締役の報酬等限度額は、2021年3月30日開催の株式会社マーキュリアインベストメントの第16回定時株主総会における決議事項「株式移転計画承認の件」にて決議された当社定款附則第2条第1項において、当社成立の日（2021年7月1日）から最初の定時株主総会終結の時までの報酬限度額として、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、取締役の員数は7名、うち、社外取締役は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の株式会社マーキュリアインベストメントの第16回定時株主総会における決議事項「株式移転計画承認の件」にて決議された当社定款附則第2条第2項において、当社成立の日（2021年7月1日）から最初の定時株主総会終結の時までの報酬限度額として、年額300百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の員数は3名であります。

当事業年度に係る報酬等は、当該報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については2021年7月1日開催の取締役会にて報酬委員会への委任を決議した上で、同日開催の報酬委員会にて決定しており、監査役の報酬については、2021年7月1日開催の監査役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

a. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

b. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、短期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標につきましては、定めておりません。

c. 株式報酬

株式報酬は、長期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社グループでは信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本制度は金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて当該取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時です。

d. 役員賞与

当社グループが管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各々相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は役割に鑑み基本報酬のみで構成されています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,083	26,083	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	11,717	11,717	-	-	-	7

(注) 1. 業績連動型現金報酬の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち業績連動型現金報酬に係る額を記載しております。

2. 株式報酬の欄には当事業年度に係る役員株式報酬引当金繰入額を記載しております。

3. 賞与の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち役員賞与に係る額を記載しております。

4. 当社の設立日である2021年7月1日から2021年12月31日までの支給実績となります。

5. 取締役(社外取締役を除く。)3名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に、2021年1月1日から2021年12月31日までに、連結子会社からの報酬等127,862千円が支給されております。

6. 取締役(社外取締役を除く。)2名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に当社使用人給与94,771千円が支給されております。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の事業発展および企業価値向上につながるか否か総合的に検討のうえ、投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	9,250
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

- (3) 当社は、2021年7月1日設立のため、前連結会計年度及び前事業年度以前に係る記載はしていません。

なお、当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表を引き継いで作成しております。従って、当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）には、株式会社マーキュリアインベストメントの第2四半期連結累計期間が含まれております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年7月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		4 4,674,764
営業未収入金		541,075
営業投資有価証券	1, 4	10,606,504
営業貸付金		536,581
立替金		29,340
その他		411,802
流動資産合計		16,800,068
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2	72,951
工具、器具及び備品(純額)	2	12,256
有形固定資産合計		85,206
無形固定資産		
ソフトウェア		282
無形固定資産合計		282
投資その他の資産		
投資有価証券	3	280,965
敷金及び保証金		75,247
繰延税金資産		753,651
その他		14,706
投資その他の資産合計		1,124,569
固定資産合計		1,210,058
資産合計		18,010,126
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	4	130,000
未払金		369,198
未払費用		239,642
未払法人税等		144,956
その他		52,373
流動負債合計		936,169
固定負債		
長期借入金	4	743,500
役員退職慰労引当金		102,000
役員株式報酬引当金		162,794
従業員株式報酬引当金		12,500
退職給付に係る負債		127,810
長期未払金		84,483
長期預り金		19,337
その他		86
固定負債合計		1,252,511
負債合計		2,188,680

(単位：千円)

当連結会計年度
(2021年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	4,057,656
資本剰余金	4,510,925
利益剰余金	7,718,834
自己株式	712,893
株主資本合計	15,574,522
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	417,793
為替換算調整勘定	48,367
その他の包括利益累計額合計	466,160
新株予約権	83
非支配株主持分	713,001
純資産合計	15,821,445
負債純資産合計	18,010,126

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	1 4,169,925
営業原価	2 531,554
営業総利益	3,638,371
販売費及び一般管理費	3 1,875,004
営業利益	1,763,367
営業外収益	
受取利息	7,845
為替差益	83,897
賃貸料収入	565
その他	3,927
営業外収益合計	96,234
営業外費用	
支払利息	16,468
株式交付費	18,631
融資関連費用	6,000
その他	1,687
営業外費用合計	42,786
経常利益	1,816,815
税金等調整前当期純利益	1,816,815
法人税、住民税及び事業税	572,391
法人税等調整額	146,847
法人税等合計	425,544
当期純利益	1,391,271
非支配株主に帰属する当期純利益	86,844
親会社株主に帰属する当期純利益	1,304,427

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益	1,391,271
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	34,877
為替換算調整勘定	214,220
持分法適用会社に対する持分相当額	3,623
その他の包括利益合計	1,182,967
包括利益	1,574,238
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,439,109
非支配株主に係る包括利益	135,128

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,026,174	3,303,411	6,759,762	597,190	12,492,156
当期変動額					
株式移転による変動	30,168	145,863		115,695	-
新株の発行	1,061,651	1,061,651			2,123,301
剰余金の配当			342,268		342,268
親会社株主に帰属する当期純利益			1,304,427		1,304,427
自己株式の取得				7	7
連結範囲の変動			3,087		3,087
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	1,031,483	1,207,514	959,072	115,703	3,082,366
当期末残高	4,057,656	4,510,925	7,718,834	712,893	15,574,522

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	382,916	200,808	583,725	472	560,053	12,468,956
当期変動額						
株式移転による変動						-
新株の発行						2,123,301
剰余金の配当						342,268
親会社株主に帰属する当期純利益						1,304,427
自己株式の取得						7
連結範囲の変動						3,087
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,877	152,441	117,564	389	152,948	270,123
当期変動額合計	34,877	152,441	117,564	389	152,948	3,352,489
当期末残高	417,793	48,367	466,160	83	713,001	15,821,445

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,816,815
減価償却費	51,602
のれん償却額	1,868
融資関連費用	6,000
株式交付費	18,631
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,400
役員株式報酬引当金の増減額(は減少)	25,597
従業員株式報酬引当金の増減額(は減少)	1,250
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	10,600
受取利息及び受取配当金	7,845
支払利息	16,468
為替差損益(は益)	10,847
売上債権の増減額(は増加)	143,625
営業投資有価証券の増減額(は増加)	847,303
営業貸付金の増減額(は増加)	110,361
その他の流動資産の増減額(は増加)	102,654
その他の流動負債の増減額(は減少)	254,117
その他の固定負債の増減額(は減少)	199,697
小計	999,938
利息及び配当金の受取額	7,845
利息の支払額	18,267
法人税等の支払額	810,913
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	33,268
敷金及び保証金の差入による支出	36,181
敷金及び保証金の回収による収入	14,611
投資有価証券の取得による支出	10,000
関係会社貸付金の回収による収入	292,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	227,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,100,000
短期借入金の返済による支出	1,386,450
長期借入金の返済による支出	130,000
株式の発行による収入	2,104,281
配当金の支払額	342,268
自己株式の取得による支出	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,345,556
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,195
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,781,915
現金及び現金同等物の期首残高	2,810,262
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,588
現金及び現金同等物の期末残高	4,604,764

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社マーキュリアインベストメント

Spring Asset Management Limited

MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.

Mercuria (Thailand) Co.,Ltd.

SMT ASSET MANAGEMENT Co., Ltd.

ADC International Ltd.

CF Focus Limited

China Fintech L.P.

ZKJ Focus Limited

互金(蘇州)投資管理有限公司

MIC International Limited

SR Target, L.P.

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度から、重要性が増したことにより、Mercuria (Thailand) Co.,Ltd. 及びSMT ASSET MANAGEMENT Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました、合同会社イズミ及び一般社団法人イズミについては、清算したため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 14社

主要な非連結子会社の名称

株式会社ビジネスマーケット

(連結の範囲から除いた理由)

連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある非連結子会社4社については、連結の範囲から除外しております。

また、非連結子会社10社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 1社

関連会社等の名称

Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited

(持分法の適用範囲の変更)

当連結会計年度より、重要性が増したため、Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limitedを持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 21社

主要な会社等の名称

株式会社ビジネスマーケット

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b．その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

営業投資有価証券

a．その他営業投資有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

b．投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される仮決算を行った組合等の財務諸表を基礎とし、その純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～22年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い役員退職慰労引当金の繰入を停止し、廃止時までの既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

役員株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

従業員株式報酬引当金

従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資及びファンドの現金同等物の持分額からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券、投資有価証券及び営業貸付金の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券及び投資有価証券

8,183,774千円

営業貸付金

536,581千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券及び投資有価証券については、投資先の財政状態の悪化等による実質価額の著しい低下の有無により減損処理の要否を検討し、回収予想額に基づく減損額を算出しております。また、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき貸倒引当金の要引当額を検討しております。

主要な仮定

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券及び投資有価証券の減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、実質価額が著しく低下している場合の回復可能性の見積り、及び営業貸付金に対する貸倒引当金の要否を検討する際の回収可能性の見積りについては、投資先の直近の決算書に基づく財政状態、損益の状況、投資時事業計画との乖離状況、将来キャッシュ・フローの状況等を勘案して、検討を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は常態化すると仮定し、本感染症による影響を織り込んでおります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

営業投資有価証券及び投資有価証券の減損損失の計上及び営業貸付金への貸倒引当金の計上については、每期見直しを行い最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、将来の不確実な経済条件の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り

入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、(重要な会計上の見積り)を開示しております。

(追加情報)

(取締役に対する株式報酬制度)

当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントは、2018年3月29日開催の第13期定時株主総会における決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。以下も同様。)を対象とする株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を準用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、株式会社マーキュリアインベストメントが金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において149,669千円及び125,700株であります。

(従業員に対する株式報酬制度)

当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントは、2019年5月17日開催の取締役会における決議に基づき、従業員を対象とする株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、株式会社マーキュリアインベストメントが金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、各従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各従業員に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において149,700千円及び199,900株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、および貸倒引当金の要否を検討する際の回収可能性の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響は常態化すると仮定し、本感染症の影響を織り込んでおります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
営業投資有価証券	46,931千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
建物	122,672千円
工具、器具及び備品	30,384

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
投資有価証券	271,715千円

4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
現金及び預金	70,000千円
営業投資有価証券	1,218,551

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	130,000千円
長期借入金	743,500

5 保証債務

当社グループが管理運営する、以下の会社の土地賃貸借契約に係る契約残存期間の賃借料に対して、債務保証を行っております。

(債務保証)

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
合同会社HG1	42,671千円

(連結損益計算書関係)

1 営業収益の主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
ファンド運用報酬	2,623,645千円
ファンド投資持分利益	1,080,344
営業受取配当金	228,311
営業投資有価証券売却額	22,400

2 営業原価の主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
ファンド投資持分損失	500,228千円
営業投資有価証券評価損	31,326

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与及び手当	567,666千円
賞与	251,197
支払報酬	245,074
役員報酬	210,126
退職給付費用	39,094
役員株式報酬引当金繰入額	25,597
役員賞与	24,043
従業員株式報酬引当金繰入額	7,500

なお、概ね全額が一般管理費であるため、販売費と一般管理費の割合については記載しておりません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	49,249千円
組替調整額	-
税効果調整前	49,249
税効果額	14,373
その他有価証券評価差額金	34,877
為替換算調整勘定：	
当期発生額	214,220
為替換算調整勘定	214,220
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	3,623
持分法適用会社に対する持分相当額	3,623
その他の包括利益合計	182,967

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	17,644,900	3,798,200	-	21,443,100
合計	17,644,900	3,798,200	-	21,443,100
自己株式				
普通株式(注)2	857,111	10	-	857,121
合計	857,111	10	-	857,121

(注) 1. 新株予約権の権利行使により139,800株、2021年12月21日を払込期日とする公募増資および2021年12月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により3,658,400株増加し、21,443,100株となりました。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加10株は、単元未満株式買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第2回新株予約権	普通株式	78,600	-	64,800	13,800	83
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	78,600	-	64,800	13,800	83

(注) 新株予約権の権利行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により設立された持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式 (株式会社マーキュリアインベストメント)	342,268	20	2020年12月31日	2021年3月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する株式会社マーキュリアインベストメントの株式に対する配当金6,512千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	418,232	20	2021年12月31日	2022年3月30日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6,512千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	4,674,764千円
拘束性預金	70,000
現金及び現金同等物	4,604,764

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、ファンド組成等のためのセიმポート投資の他、安全性の高い債券及び預金等で運用する方針であります。資金調達については、資金需要の特性、金融市場環境、長期及び短期の償還期間等を総合的に勘案し、銀行借入による間接金融、社債及び株式発行等による直接金融により行う方針であります。なお、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、当社グループが管理するファンドへの債権であり、ファンドの信用リスクに晒されております。また、営業未収入金の一部及び営業貸付金は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券のうち海外上場REITについては、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。また、投資事業組合への出資金については、投資事業組合の主たる投資対象が未上場企業であり、以下のリスクが存在します。

投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。

投資によってキャピタルロスが発生するリスクがあります。

投資対象は、ファンドの運用期間中に株式上場、売却等が見込める企業を前提としていますが、株式上場時期・売却等が見込みと大幅に異なる可能性があります。

未上場株式等は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、未上場の営業投資有価証券、営業未収入金及び営業貸付金について、以下の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。

a. 投資の実行時

投資担当部門が「投資運用規程」に従い、個別の案件ごとに信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議において投資の可否を判断しております。また、一定額を超える投資案件については、取締役会において経営陣により実行の可否を決裁しております。

b. 投資実行後

営業債権である営業未収入金及び営業貸付金について、担当部署がファンド及びファンド投資先の状況をモニタリングし、相手先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクの管理

当社グループは、上場営業投資有価証券については、継続的に市場価格を把握し、保有状況を継続的に見直しており、外貨建営業投資有価証券については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,674,764	4,674,764	-
(2) 営業未収入金	541,075	541,075	-
(3) 営業投資有価証券	2,703,694	2,703,694	-
(4) 営業貸付金	536,581	626,574	89,992
資産計	8,456,115	8,546,108	89,992
(1) 未払金	369,198	369,198	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	130,000	130,000	-
(3) 長期借入金	743,500	743,500	-
(4) 長期未払金	84,483	83,051	1,433
負債計	1,327,181	1,325,748	1,433

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

海外上場投資信託及び国内上場株式については取引所の価格により算出しております。

(4) 営業貸付金

将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、当社の子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

見積り将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いて算出する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
当連結会計年度(2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
営業投資有価証券	
非上場株式等(1)	1,344,758
出資金(2)	6,558,052
投資有価証券	
非上場株式等(1)	280,965
出資金(2)	-
合計	8,183,774

- (1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。
- (2) 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,674,764	-	-	-
営業未収入金	541,075	-	-	-
営業貸付金	-	536,581	-	-
合計	5,215,840	536,581	-	-

4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	130,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	130,000	130,000	483,500	-	-
合計	130,000	130,000	130,000	483,500	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	578,647	226,665	351,983
	(2) 債券	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	578,647	226,665	351,983
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3) その他	2,125,047	2,477,714	352,667
	小計	2,125,047	2,477,714	352,667
合計		2,703,694	2,704,379	684

(注) 以下については関係会社出資金等が含まれており、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式等	1,625,723
出資金	6,558,052
合計	8,183,774

4. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	22,400	22,400	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	22,400	22,400	-

5. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

営業投資有価証券について、31,326千円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	117,210千円
退職給付費用	29,500千円
退職給付の支払額	18,900千円
退職給付に係る負債の期末残高	127,810千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	127,810千円
連結貸借対照表に計上された負債	127,810千円
退職給付に係る負債	127,810千円
連結貸借対照表に計上された負債	127,810千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 29,500千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は当連結会計年度1,935千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されたことに伴い、株式会社マーキュリアインベストメントが発行したストック・オプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

株式会社マーキュリアインベストメントはストック・オプション付与時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年11月10日(注3)
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役 3名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員 16名 株式会社マーキュリアインベストメント子会社役職員 11名
株式の種類及び付与数(注1、2)	普通株式 960,000株
付与日	2015年11月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2021年7月1日～2025年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

3. 株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の決議年月日を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第1回新株予約権	
決議年月日	2015年11月10日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	202,800
権利確定	-
権利行使	75,000
失効	-
未行使残	127,800

(注) 株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。また、株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の決議年月日を記載しております。

単価情報

第1回新株予約権	
決議年月日	2015年11月10日
権利行使価格 (円)	299
行使時平均株価 (円)	683
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。また、株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の決議年月日を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、株式会社マーキュリアインベストメントは未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単当たりの本源的価値により算出しております。当該本源的価値を算定する基礎となる株式評価方法はDCF法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	35,656千円
当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額	27,864千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下、「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役 2名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員 24名
株式の種類別の新株予約権の数(注1、2)	普通株式 240,000株
付与日(注3)	2015年12月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来ます。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2021年7月1日～2025年3月31日

(注)1. 株式数に換算しております。

- 株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。
- 2021年7月1日を効力発生日とする単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントが発行していた同社第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年7月1日に交付したものであり、株式会社マーキュリアインベストメントにおける新株予約権の割当日を記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在した新株予約権を対象とし、新株予約権の数については、株式数に換算して記載しております。

新株予約権の数

	第2回新株予約権
決議年月日	臨時株主総会 2015年12月18日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	78,600
権利確定	-
権利行使	64,800
失効	-
未確定残	13,800

(注) 株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権
決議年月日	臨時株主総会 2015年12月18日
権利行使価格(円)	299
行使時平均株価(円)	665

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	34,019千円
未払費用	5,809
未払金(長期含む)	5,010
のれん償却	20,152
退職給付に係る負債	44,209
役員退職慰労引当金	35,281
役員株式報酬引当金	56,309
従業員株式報酬引当金	4,324
投資有価証券評価損	177,080
営業投資有価証券の現物出資による調整額	294,946
その他有価証券評価差額金	182,100
その他	10,734
繰延税金資産小計	869,972
評価性引当額	91,590
繰延税金資産合計	778,382
繰延税金負債	
子会社の留保利益	12,411
その他有価証券評価差額金	12,320
繰延税金負債合計	24,731
繰延税金資産の純額	753,651

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
連結子会社の適用税率差異	2.6
子会社の税率変更による影響	2.5
子会社留保利益に係る税効果額	0.2
評価性引当額の増減額	1.0
外国税額控除	0.3
受取配当金の益金不算入額	3.4
タックスヘイブン税制	0.9
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社マーキュリアインベストメント(投資運用事業)

(2) 企業結合日

2021年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社マーキュリアホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、国境や既存概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトとしたファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業拡大による更なる成長機会を追求することを重要な経営課題と考えております。

これらを実現するため、M&A等による企業再編の可能性へ向けて、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用を図ることを目的に設立されました。

なお、当社は、当社の完全子会社である株式会社マーキュリアインベストメントの保有する、Spring Asset Management Limited、MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.、Mercuria (Thailand) Co., Ltd.、株式会社ビジネスマーケット、エネクス・アセットマネジメント株式会社、SR Target, L.P.、China Fintech L.P.及び株式会社マーキュリアエアボーンキャピタルの全株式又は持分を、株式会社マーキュリアインベストメントから現物配当を受ける方法を用いて2021年7月2日、2021年9月3日及び2021年12月21日付で取得し、当該8社を当社の直接出資会社としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ファンド運用事業	自己投資事業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,623,645	1,367,307	178,974	4,169,925

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	中国	ケイマン	その他	合計
1,562,940	1,024,515	1,390,941	191,529	4,169,925

(注) 1. 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	中国	その他	合計
39,641	39,033	6,532	85,206

(注) 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
Spring Real Estate Investment Trust	910,797	投資運用事業、自己投資事業
En Fund L.P.	872,788	投資運用事業
マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合	779,570	投資運用事業、自己投資事業
SR Focus L.P.	441,267	自己投資事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)(注)1
関連会社	Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited	Ireland	\$1	投資運用業	(所有) 直接 8.62	資金の貸付	資金の貸付利息の受取(注)2	34,458	営業貸付金(注)3 未収収益	718,887 61,478

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 貸付の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

3. 連結財務諸表上は持分法の適用により上記金額から182,305千円を控除した金額を計上しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)1、2	科目	期末残高(千円)(注)1、2
役員	豊島 俊弘	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 4.73	新株予約権の行使	新株予約権の行使(注)1	11,942	-	-
役員	石野 英也	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 1.74	新株予約権の行使	新株予約権の行使(注)1	11,383	-	-
役員	小山 潔人	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.58	新株予約権の行使	新株予約権の行使(注)2	10,450	-	-

(注) 1. 当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントにおける、2015年3月31日開催の定時株主総会決議により付与された第1回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントにおける、2015年12月18日開催の臨時株主総会決議により付与された第2回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はFlight Plan Aviation Capital 2017-1 Limitedであり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	925,037千円
固定資産合計	17,762,240千円
流動負債合計	847,660千円
固定負債合計	23,476,597千円
純資産合計	5,636,980千円

営業収益	967,024千円
税引前当期純損失	4,624,620千円
当期純損失	4,624,620千円

(注) 当連結会計年度において重要性が増したことから、同社を持分法適用の関連会社を含めております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	733.92円
1株当たり当期純利益金額	77.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	76.74円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の算定において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度325,600株)。

また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度325,600株)。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,304,427
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益金額(千円)	1,304,427
普通株式の期中平均株式数(株)	16,915,161
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	82,509
(うち新株予約権に係る増加数)	82,509
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	293,250	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	130,000	130,000	0.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	33,485	36,247	2.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	873,500	743,500	0.8	2025年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	32,807	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,363,042	909,747	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	130,000	130,000	483,500	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	2,818,825	4,169,925
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	1,499,424	1,816,815
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	1,032,255	1,304,427
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	61.43	77.12

(会計期間)	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	12.42	15.78

(注) 当社は2021年7月1日に設立されたため、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書を提出しておらず、同四半期連結累計期間及び同四半期連結会計期間に係る記載はしていません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

		当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3 2,680,860
営業投資有価証券	1, 3	8,926,951
立替金	2	1,316
前払費用		9,756
その他	2	165,225
流動資産合計		11,784,108
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		9,250
関係会社株式		3,845,781
繰延税金資産		361,114
長期前払費用		13,500
投資その他の資産合計		4,229,646
固定資産合計		4,229,646
資産合計		16,013,754

(単位：千円)

当事業年度
(2021年12月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 260,000
未払金	2 94,902
未払費用	2 39,357
未払消費税等	4,007
未払法人税等	37,723
預り金	2,177
流動負債合計	438,166
固定負債	
長期借入金	3 743,500
固定負債合計	743,500
負債合計	1,181,666
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,057,656
資本剰余金	
資本準備金	1,807,656
その他資本剰余金	9,138,276
資本剰余金合計	10,945,932
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	654,548
利益剰余金合計	654,548
自己株式	413,523
株主資本合計	15,244,614
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	412,609
評価・換算差額等合計	412,609
新株予約権	83
純資産合計	14,832,088
負債純資産合計	16,013,754

【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	
関係会社受取配当金	1 500,000
経営指導料	1 90,002
自己投資事業収益	243,903
営業収益合計	833,904
営業原価	121,572
営業総利益	712,332
販売費及び一般管理費	2 201,392
営業利益	510,940
営業外費用	
為替差損	256
株式交付費	18,631
融資関連費用	3,000
支払利息	4,185
営業外費用合計	26,072
経常利益	484,868
税引前当期純利益	484,868
法人税、住民税及び事業税	9,334
法人税等調整額	179,014
法人税等合計	169,680
当期純利益	654,548

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
株式移転による変動	3,000,000	750,000	9,138,276	9,888,276		-	
新株の発行	1,057,656	1,057,656		1,057,656		-	
当期純利益				-	654,548	654,548	
自己株式の取得				-		-	413,523
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-	
当期変動額合計	4,057,656	1,807,656	9,138,276	10,945,932	654,548	654,548	413,523
当期末残高	4,057,656	1,807,656	9,138,276	10,945,932	654,548	654,548	413,523

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	-	-	-
当期変動額					
株式移転による変動	12,888,276		-		12,888,276
新株の発行	2,115,313		-		2,115,313
当期純利益	654,548		-		654,548
自己株式の取得	413,523		-		413,523
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	412,609	412,609	83	412,526
当期変動額合計	15,244,614	412,609	412,609	83	14,832,088
当期末残高	15,244,614	412,609	412,609	83	14,832,088

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法

その他営業投資有価証券

市場価格のない株式等以外のもの.....時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資.....連結子会社となる組合については、当社の決算日における組合等の財務諸表に基づいて組合等の資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書又は仮決算を行った組合等の財務諸表を基礎とし、その純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

2 収益の認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する収益は、当社子会社からの経営管理手数料であり、当社子会社に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

適用する会計基準

株式会社マーキュリアホールディングスは2021年7月1日に新規設立された会社であるため、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが求められている、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)及び「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を、個別財務諸表においては適用しております。また、当事業年度末に「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

市場価格のない営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式
10,924,838千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、市場価格のない関係会社株式についても同一の内容であります。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
営業投資有価証券	736,667千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	70,854千円
短期金銭債務	234,574

3 . 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
現金預金	70,000千円
営業投資有価証券	1,218,551

担保付債務は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	130,000千円
長期借入金	743,500

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高	
関係会社受取配当金	500,000千円
経営指導料	90,002

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
租税公課	55,814千円
支払報酬	51,290
出向負担金	41,884
役員報酬	37,800

なお、概ね全額が一般管理費であるため、販売費と一般管理費の割合については記載しておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、ファンド組成等のためのセიმボート投資の他、安全性の高い債券及び預金等で運用する方針であります。資金調達については、資金需要の特性、金融市場環境、長期及び短期の償還期間等を総合的に勘案し、銀行借入による間接金融、社債及び株式発行等による直接金融により行う方針であります。なお、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する営業投資有価証券のうち海外上場REITについては、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。また、投資事業組合への出資金については、投資事業組合の主たる投資対象が未上場企業であり、以下のリスクが存在します。

投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。

投資によってキャピタルロスが発生するリスクがあります。

投資対象は、ファンドの運用期間中に株式上場、売却等が見込める企業を前提としていますが、株式上場時期・売却等が見込みと大幅に異なる可能性があります。

未上場株式等は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、未上場の営業投資有価証券について、以下の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。

投資の実行時

個別の案件ごとに信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議において投資の可否を判断しております。また、一定額を超える投資案件については、取締役会において経営陣により実行の可否を決裁しております。

市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクの管理

当社は、上場営業投資有価証券については、継続的に市場価格を把握し、保有状況を継続的に見直しており、外貨建営業投資有価証券については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 営業投資有価証券	1,857,144	1,857,144	-
資産計	1,857,144	1,857,144	-
(1) 長期借入金	743,500	743,500	-
負債計	743,500	743,500	-

(注) 1 現金及び預金、未払金、並びに1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2 市場価格のない株式等及び出資金は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
営業投資有価証券	
非上場株式等(1)	121,979
出資金(2)	6,947,828
投資有価証券	
非上場株式等(1)	9,250
出資金(2)	-
関係会社株式	
非上場株式等(1)	3,845,781
出資金(2)	-
合計	10,924,838

- (1) 非上場株式等については市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としておりません。
- (2) 組合等出資金は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。また、会計期間末における組合等出資金に係る貸借対照表計上額の合計額は、6,947,828千円であります。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,680,860	-	-	-
合計	2,680,860	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	130,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	130,000	130,000	483,500	-	-
合計	130,000	130,000	130,000	483,500	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2021年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	1,857,144	-	-	1,857,144
資産計	1,857,144	-	-	1,857,144

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2021年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	-	743,500	743,500
負債計	-	-	743,500	743,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

営業投資有価証券

海外上場投資信託及び国内上場株式については取引所の価格により算出しているため、レベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当事業年度(2021年12月31日)

子会社及び関連会社株式(貸借対照表計上額は、子会社株式3,626,567千円、関連会社株式219,215千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	10,959千円
のれん償却	20,152
投資有価証券評価損	9,416
営業投資有価証券の現物出資による調整額	137,233
その他有価証券評価差額金	182,100
その他	1,255
繰延税金資産小計	361,114
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	361,114
繰延税金資産の純額	361,114

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.6
組織再編による影響	34.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により、当社の完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの最近2連結会計年度に係る連結財務諸表は、資本金が5億円未満のため記載しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://mercuria-hd.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書

第1期第3四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書及びその添付書類

組織再編成・上場

2021年3月9日関東財務局長に提出

有償一般募集増資及び売出し

2021年12月6日関東財務局長に提出

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年3月15日関東財務局長に提出。

2021年3月31日関東財務局長に提出。

2021年5月13日関東財務局長に提出。

2021年3月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2021年12月14日関東財務局長に提出。

2021年12月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月25日

株式会社マーキュリアホールディングス

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリアホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券・投資有価証券・営業貸付金の評価の合理性についての検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業投資有価証券10,606,504千円及び投資有価証券280,965千円を計上しており、そのうち、時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券及び投資有価証券が8,183,774千円含まれている。</p> <p>また、会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業貸付金536,581千円を計上している。</p> <p>(注記事項)4.会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法並びに(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法で評価されるが、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。</p> <p>また、(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき、貸倒損失の発生可能性が高いと判断する場合には、貸倒見積高として算定された金額が貸倒引当金として計上される。</p> <p>会社は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式等について、投資先の業績悪化等により企業価値が当初の見込みと異なって大幅に低下した場合、及び財政状態の悪化により1株当たり純資産額が著しく低下した投資先に対して、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には当該株式等の減損処理を行っている。</p> <p>また、営業貸付金に対する貸倒引当金計上の要否の判断や要引当額の算定は、投資先企業の事業状況や事業計画、将来キャッシュ・フローの見込みを踏まえて測定される回収可能額を基礎として行われる。</p> <p>これらについては、投資先企業の理解、業界に関する知識が必要であり、また、事業計画や将来キャッシュ・フローの見込みには、それらの理解や知識に基づく実現可能性に関する経営者による重要な判断を伴う。</p> <p>特に、個別投資金額の大きい投資案件について、投資先企業の業績等が悪化した場合には、十分な証拠による裏付けに基づく回復可能性の判断及び損失の発生可能性の判断が連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、営業投資有価証券、投資有価証券及び営業貸付金の評価の合理性についての検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要な論点であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券・投資有価証券・営業貸付金の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 営業投資有価証券・投資有価証券・営業貸付金の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、投資の評価に関連する会計基準等への準拠性の確認、評価額の計算資料の作成及び計算結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 営業投資有価証券・投資有価証券・営業貸付金の評価の合理性の検討 投資額の金額的重要性が高く、投資先企業の1株当たり純資産額が著しく低下している投資や投資先企業の業績等が当初の計画に対して悪化している投資について、減損処理の要否及び減損額、並びに、貸倒引当金の計上要否の判断及び要引当額の合理性を評価するため、実質価額の回復可能性の十分な証拠の有無及び将来キャッシュ・フローによる回収可能額について検討した。これには、以下の監査手続が含まれる。</p> <p>投資先企業の事業の理解 投資先企業の事業を理解するため、会社が作成した投資先評価資料の査閲、資産運用部、事業投資部及び管理部へ質問を実施し、監査人自らが入手した投資先企業に関する公表情報等を利用した。投資先企業の事業状況の理解にあたっては、以下の点に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資先企業が属する産業全体の状況 ・投資先企業のビジネスモデル ・投資先企業の直近業績の状況 ・投資先企業の資金繰り及び資金調達の状況 ・投資先の事業計画 ・新型コロナウイルス感染症の影響の有無 <p>評価額の算出方法及び算出額の合理性の検討 会社が作成した評価額算出資料の査閲、資産運用部、事業投資部及び管理部への質問、並びに監査人自らが入手した投資先企業に関する公表情報等を利用した比較により、評価額の算出方法の合理性及び算出額の妥当性を検討した。</p> <p>将来キャッシュ・フロー見込みの基礎となる仮定の合理性の検討 評価に用いられる将来キャッシュ・フローの見込みについて、将来キャッシュ・フローの基礎となる重要な仮定に対して会社が実施した分析の結果を閲し、将来キャッシュ・フローの見込みによる評価額等への影響について、質問を行った。併せて、基礎資料の正確性を確認し、仮定の合理性について、監査人の理解に基づき実施した分析の結果との比較を行い、上記仮定の合理性を検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マーキュリアホールディングスの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社マーキュリアホールディングスが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

株式会社マーキュリアホールディングス

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリアホールディングスの2021年7月1日から2021年12月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアホールディングスの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券・投資有価証券・関係会社株式の評価の合理性についての検討

会社は、当事業年度の貸借対照表において、営業投資有価証券8,926,951千円、投資有価証券9,250千円及び関係会社株式3,845,781千円を計上しており、そのうち、市場価格のない営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式が10,924,838千円含まれている。

営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式の評価の合理性についての検討は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（営業投資有価証券・投資有価証券・営業貸付金の評価の合理性についての検討）のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式等に関連する記載と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。